

第39回 葛飾区子ども・子育て会議 議事録

I 日時：令和4年11月2日（水）午後2時～

II 場所：ウィメンズパル1階 多目的ホール

III 出席者

1 【出席委員 18人】

石井委員、二宮委員、阿部委員、今井委員、岩城委員、小林委員、齋藤委員、鈴木委員、園部委員、高橋委員、坪井委員、中山委員、二葉委員、三尾委員、大内委員、加島委員、三枝委員、田中委員

2 【欠席委員 7人】

上田委員、遠藤委員、加藤委員、黒沢委員、佐野委員、津村委員、星委員

3 【事務局】

子育て支援部長、児童相談所開設準備担当部長、育成課長、子育て施設整備担当課長、子育て支援課長、保育課長、児童相談所開設準備室長、児童相談所運営準備担当課長、一時保護所運営準備担当課長、子ども応援課長、青戸保健センター所長、教育委員会事務局放課後支援課長、他担当職員

IV 次第

1 開会

2 議事

(1) 第二期葛飾区子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直しについて

① 第二期葛飾区子ども・子育て支援事業計画中間見直し（素案）について【資料1】

(2) 令和4年度整備予定施設について

① 令和4年度整備予定施設一覧（案）【資料2-1】

② 子ども・子育て支援事業計画における保育利用に係る量の見込みと確保方策【資料2-2】

(3) その他

① 子ども医療費助成事業の拡大について【資料3】

② 葛飾区児童相談所・一時保護所運営計画について【資料4】

3 閉会

V 配付資料

葛飾区子ども・子育て会議（第39回）次第

資料1 第二期葛飾区子ども・子育て支援事業計画中間見直し（素案）について

資料2-1 令和4年度整備予定施設一覧（案）

資料2-2 子ども・子育て支援事業計画における保育利用に係る量の見込みと確保方策

資料3 子ども医療費助成事業の拡大について

資料4 葛飾区児童相談所・一時保護所運営計画について

VI 議事要旨

1 開会

会長

- 傍聴人がいるため、注意事項を伝達。
- 区のHP掲載等のため、職員が記録撮影する旨伝達。

事務局

- 出欠状況について報告。Web会議システムでの出席を含め定足数に達しているため、会議が成立している旨伝達。
- Web会議システムでの出席者がいるため、注意事項を伝達。
- 第39回会議資料の確認。

2 議事

(1) ① 第二期葛飾区子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直しについて

会長

- 議事(1)について、事務局より説明をお願いします。

事務局

(資料1「第二期葛飾区子ども・子育て支援事業計画中間見直し(素案)」概要)

- これまでの会義において、第二期葛飾区子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて、乳幼児人口の推計や、教育・保育の量の見込みなど、様々ご議論をいただいた。見直し後に掲載する内容について、中間見直しの素案としてまとめさせていただいた。
- 1ページ目は、計画の見直し理由と見直し体制について記載している。
- 3ページ目からは、乳幼児人口の推移、出生の状況、教育・保育施設等の状況など、葛飾区の子ども・子育てに関わる概況を、直近の数字に更新したものである。令和5・6年度の0から5歳児の推計人口も掲載しており、これらは全て前回の子ども・子育て会義でお諮りした内容である。
- 9ページ目からは、第二期計画に掲載している計画事業の更新となる。見直しにあたり、掲載している計画事業についても、実施事業の追加と事業拡充の修正を行い、10月19日開催の子ども・子育て会義作業部会にて提示した。
- 10ページから13ページが見直し後の計画の体系図となっており、見直し計画において新たに追加するものは「新規」、事業内容を拡充したものは「拡充」、既存事業の再構成が行われたものは「再編」と記している。新規事業3つ、事業拡充8つ、事業再編3つについて説明させていただく。
- 14ページ目以降が、新規・拡充等事業の詳細となる。
- 「ベビーシッター利用支援事業」について。これまで利用できる対象者が限定的だったものを、日常生活上の突発的な需要等による利用も対象とし、保育対象児童も5歳児まで拡大することで、事業の拡充を図っている。
- 「多胎児家庭支援事業」について。新規事業となっており、多胎児家庭を支援するため、家事支援や外出時の補助を行う家事サポーターを派遣するとともに、面接及び母子保健事業利用時の移動に要する費用を助成することで、多胎児家庭の負担軽減を図っている。
- 「妊婦健康診査事業」について。妊婦健康診査の助成は14回まで行っているが、多胎妊娠の方には19回までを助成対象とするよう制度拡充を行っている。
- 「親と子の食育推進事業」について。家庭での食育を推進するために、これまで保育園や幼稚園へ食育教材を配布していたものを、3歳児健診において幼児向けと保護者向けの食育教材を配布することで、一層の普及啓発を図るよう事業拡充を行っている。
- 「子ども医療費助成事業」について。これまで対象児童を中学校3年生修了15歳に達する日以後の最初の3月31日までとされていたものを、高校生等18歳に達する日以後の最初の3月31日までとすることで、対象児童の拡大を図っている。
- 16ページ、「交通安全運動の推進」について。こちらの交通安全教室は、これまで中学校のみを対象としていたが、令和4年度からは小学校から高校までを対象として拡大をしている。
- 17ページ、「総合的な学力向上事業」について。こちらは第二期計画では、「葛飾学力伸び伸びプランの推進」として掲載していたが、ICT活用による最適な学びの実現や、教員の指導力向上を図るために、内容を再構築して事業を実施している。
- 「不登校対策プロジェクト」について。第二期計画では「いじめ・不登校への対応」として掲載していたが、現在は「不登校対策プロジェクト」と、「いじめ防止対策プロジェクト」として取組を強化しているため、それぞれ再編として掲載している。
- 「特別支援教育の充実」について。第二期計画では、「自閉症・情緒障害特別支援学級を高砂中学校に加え、高砂小学校にも設置」としていたが、新たに清和小学校及び立石中学校に設置し、小・中学校各2校で実施するよう拡充を図っている。
- 19ページ、「かつしかグローバル人材育成事業」について。第二期計画に記載の内容に加え、英語によるコミュニケーション能力の育成として、中学校では海外とのオンライン交流、小学校では

体験型英語学習施設のプログラム体験を取り入れ、事業の拡充を図っている。

- 「かつしかっ子ブック事業」について。児童・生徒が読書に親しむ機会を積極的に支援する事業で、区内公立中学校1年生一人一人に電子書籍の利用者IDとパスワードの配布を新たに行っている。
- 20ページ、「居宅訪問型児童発達支援事業」について。新規事業となり、障害児通所施設の利用が難しい児童に対し、子ども発達センターの職員が居宅を訪問して、訓練等の支援を行う。今年度からの実施のため実績はないが、今後訪問を重ねる中で、訪問や支援の体制をより良いものへ構築していく。
- 「養育費の受け取り支援事業」について。新規事業となり、養育費の取決めの重要性の啓発や、公正証書の作成費用などの一部を助成するもので、令和3年度から開始をしている。
- 21ページ目からは、教育・保育における量の見込み及び確保方策の見直しとなる。24ページ以降が区全域における教育・保育の量の見込みと確保方策の見直し数値、25ページが、教育利用に係る量の見込みと確保方策の見直し数値、26から29ページが、4区域別の保育利用に係る量の見込みと確保方策を見直した数値である。
- 30ページ目からは、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策の見直しとなっており、10月19日開催の子ども・子育て会議作業部会にて見直し数値の検討を行った。算出方法は、第二期計画策定時のものをベースとしながら、乳幼児人口の減少や、新型コロナウイルス感染症拡大後の利用実績を踏まえ、令和5・6年度の量の見込みと確保方策の見直しを行った。
- 量の見込みと確保方策に記載している各事業の見直し数値について説明させていただく。
- 2番「時間外保育事業」について。過去5か年の事業実績から、1施設当たりの利用者数は減少傾向にあり、令和2年度にはさらに大きく減少した。しかし、令和3年度の実績では回復傾向が見られたために、直近の増加率を反映して、量の見込みの見直しを行った。その結果、第二期計画の当初よりも利用者数は増加すると見込んでいるが、計画期間中に開設した全ての認可保育所にて時間外保育事業を実施しているため、量の見込みの施設数と確保方策の施設数、それぞれともに今後の整備予定を含む131施設に見直している。
- 3番「放課後児童健全育成事業（学童保育クラブ事業）」について。直近の令和4年度までの過去5年間の実績から、学童を希望する児童は年々増加傾向にあるため、直近の対前年度の増加率を用いて量の見込みを算出した。乳幼児人口の減少についても見直しに反映しており、計算の結果、令和5年度で5,251人、令和6年度で5,345人の利用希望を見込んでおり、確保方策についても、利用希望者数と同数に見直しを行った。
- 4番「子育て短期支援事業」について。この事業は、保護者の事情により育児が困難な場合に、一時的に宿泊を伴うショートステイ事業と、保護者の帰宅が遅い場合に、一時的に夜間の保育を実施するトワイライトステイ事業があり、区内で1か所ずつ実施をしている。それぞれ過去5年間の利用実績を見ると、年度により利用状況に大きな変動があるために、過去実績の最大値を量の見込みとして、利用者数の増加で見直しを行った。ただし、現在の定員数と利用可能日で利用者数の受け入れは可能なため、確保方策自体の見直しは行っていない。
- 5番「地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）」について。令和2年度は利用者数が大きく減少していることを踏まえ、量の見込みを下方修正している。なお、第二期計画では量の見込みと確保方策の施設数を53施設で見込んでいたが、令和5年度までに52施設での実施が予定されており、過去の事業実績からも、量の見込みを十分受け入れ可能な施設数であるために、現在の52施設に確保方策も修正している。
- 6番「一時預かり事業」について。幼稚園等における一時預かりは、在園児の教育時間外における預かり保育、いわゆる長時間預かりのことで、保育所等における一時預かりは、家庭保育をしている保護者の方がリフレッシュ等の目的で、保育所等において一時的に子どもを保育するものである。幼稚園、保育所等とともに、令和2年度は大きく実績が下がっているため、量の見込みについては、第二期計画から下方修正している。確保方策については、今後の実施予定も含む実施箇所数と1施設当たりの延べ利用者数から、現状のままで定員確保は可能であると見込んでおり、今後の実施予定施設数を確保方策の数値としている。
- 7番「病児・病後児保育事業」について。病児保育、病後児保育とともに、過去5か年の利用実績を見ると増加の傾向は見られたものの、令和2年度に大幅に実績が減少していた。この減少幅が

あまりにも極端なため、計画期間中は過去5か年において最も大きい利用率を採用し、見直し数値を算出した。確保方策については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で利用状況に大きく変化が生じたため、今後の利用者数の推移やニーズ把握に努めることとし、病後児保育施設数と合わせて現状の11施設と下方修正している。

- 8番「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）」について。令和2年度実績が大幅に減少したものの、年度によって利用者数の推移にはばらつきがあるために、過去実績の平均値を用いて量の見込みを下方修正した。確保方策についても、就学前児童と就学児童の合計値である1,829人に下方修正している。
- 9番、「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）」について。助産師・保健師が生後4か月になるまでの赤ちゃんがいる全ての家庭に対し、訪問相談を行う事業で、過去実績と今後の乳幼児人口の減少を踏まえ、量の見込みは、令和5年度・6年度ともに第二期計画よりも下方修正している。確保方策については、全戸訪問するのに必要な体制確保のため、訪問指導員数の人数は、現行計画のままとしている。
- 10番目、「養育支援訪問事業」について。特定妊婦及び産後うつや育児不安の強い母親に対して、ヘルパーや保育士等が家庭を訪問し、家事や育児に関する相談・支援を行う事業で、過去5か年の実績からは、コロナの状況関係なく利用者数が減少傾向にある。そのため、過去5か年の平均利用者数を量の見込みとして見直している。確保方策については、現在の6事業者のままとしている。
- 11番、「妊婦健康診査事業」について。過去5か年の初回健診者数の実績は、翌年度の4月1日時点の0歳児人口と比較すると、ほぼ100%の実施率となっているために、翌年度4月1日時点の乳幼児人口を初回の健診者数として量の見込みを算出し、確保方策は現状のままとした。
- 12番「実費徴収に係る補足給付」に関しては、副食費の免除対象者の補助として実施しているので、確保方策は定めていない。
- 33ページ以降は参考資料となる。こちらには、中間見直しの策定経過・子ども・子育て会議設置条例・委員名簿を掲載している。策定経過については、今後の会議を随時反映し、更新をしていく。今後の流れについては、庁内の会義、議会への報告を経て、「第二期葛飾区子ども・子育て支援事業計画中間見直し（案）」として、1月以降に計画書案をお示しさせていただく予定。

会長

- 事務局の説明に対してご質問、ご意見を願います。

委員

- 16ページの基本目標4「あんしん子育て！」の「交通安全運動の推進」について。中学校のみに実施していた安全教室を、小学校から高校までに拡大して下さるといふことで、非常にありがたいなと思ったが、今後の方針として、未就学の年長クラスに在園されているようなお子さんに対しても、可能な範囲で実施していただきたいと感じた。特に、小学校にこれから上がるお子さんに関しては、1人で歩いてどこかに行くという経験が非常に少ないので、小学校に自分で行かなければいけないというタイミングで、交通安全についてのルールとかマナーとか、そういったものを教えていただくような機会になれば良いかなと思う。
- コロナがいつ終わるかわからない中なのでなかなか外に出られず、こういう交通安全のルールを学ぶ機会も減ってしまっているのも、一番下の次男が今1年生だが、見ていて危なっかしいことばかりなので、年長さんぐらいの子から学んでもらえると、親からすると安心だなと思った。

事務局

- こちらに記載の中学校のみで行っている交通安全教室というのは、スケアード・ストレイトというような、スタントマンを使って、実際に車に飛び込んだりすると、「これだけ危ないよ」みたいなことを、実演を交えてやるようなものになっている。それについて小学校や高校にも拡大したということで、このほかにも、学校と地域の警察署による自転車の安全教室も行っている。
- 委員のお話のとおり、いろいろな事件などが今起きている中、未就学の方への対応が特に大切だと思う。コロナの関係もあって、これまで、お散歩などで行っていた安全についての声掛けなども、この間、なかなか難しい状況になっているのかなと思う。いただいたご意見については、交通の所管の課長までお伝えさせていただく。

委員

- 事業計画を細かく見ればわかるが、やっぱり父親の部分が一目するとない。中を見れば、書いてあるのはわかるが、私の中では不自然に感じる。
- 父親が育児ノイローゼになったときに、どこでどう自治体として対応していくのかを聞きたい。また、父子家庭になったとき、どこに相談すればいいのか。子どものことを何も知らない父親が、どこに相談すればいいのかも当然知らない。何かそういう状況になってしまっている部分があるので、何か自治体としてそういうところは、どう考えているのか知りたい。

会長

- 「3. いきいき子育て！」の(6)が不十分じゃないかということですかね。

委員

- そうです。ちょっと別になっちゃっている感じがして。何かこう、本当は一緒のはずなのにというのがあるけれども。

会長

- 事務局から回答をお願いします。

事務局

- まず、計画への反映について。計画がどうしても大きな施策目標になっているため、個々の「今年、こういう活動をしました」というところがなかなか見えづらくなっていると思っている。こちらについては、毎年この会義の中で、年度ごとの事業の進捗の報告を予定している。委員からは、今年に入ってからこの会義で、たびたび父親に関するいろいろな事業、周知などについてご意見をいただいているところなので、その辺りの取組については、是非見えるようにしていきたい。また、今回は中間見直しということで、特にこの計画の大目標のところなどで、大きな動きがあった部分の表記が中心になってしまっているが、次回の第三期計画の策定に向けては、父親の支援などについても打ち出していけたらと考えている。
- 父親の育児ノイローゼの部分について。まず、私から育成課などで所管している事業についてご説明をして、また補足があれば、ほかの所管課に繋がせていただきたいと思います。今、ゆりかご面接をやっている中では、お母さんだけではなく、お父さんの育児参加に当たってのプランみたいなものもつくって、参加を促している。また、未就学の方の関わりの中では、健診などといった、普段あまり児童館や保健センターに繋がりのない方でもいらっしゃるような機会を捉えて、その時にちょっとお困りの様子が感じられたりとか、支援が必要だなという様子が見えたりする方については、必要があれば、子ども総合センターなどと連携して、フォローに繋がっているということである。

事務局

- お父様の育児ノイローゼとか育児に対する不安や、初めてお子さんを持つときの戸惑い、また夫婦関係も変わってきたりなどという形で、実際に保健センターではご相談をいただいている。妊娠届を提出するときも、夫婦と一緒に来ていたり、別々にいらっしゃったりする方もいて、そういう中でお母さんだけではなく、お父さんも初めてお子さんを持つ大変さ、また、その頃には、お仕事の中でも中間管理職になっていたりとか、役割などの変化もある。そういうことも含めて一緒にお話を聞きながら、親と子の心の相談室や精神保健相談など、必要なときにはそういうところもご紹介しながら支援に繋がられるよう心掛けているところである。

事務局

- 子ども家庭支援課のご紹介も含めて、お話しさせていただければと思う。
- まず、冒頭の社会全体が男性の子育て参加について、どう意識を改革していくのかということについて。非常に大きなテーマとなるため今回の計画にはなかなか落としにくいですが、私どもの自治体としては、是非、父親も参加してほしいという趣旨をホームページその他、文言として入れている。具体的には、例えばパパママ学級の拡充等に取り組んでおり、最近では3分の1から半分程度はペアでいらっしゃるご夫婦が多くなってきた。とりあえず参加していただいている感想としては、「こういう経験を通じて、育児に目覚めた」みたいなコメントもいただいていることから、こういう地道な努力をしていくことが、まずは必要なんだろうと思っている。
- どうしてもなかなか父親に周知が届いていないというご指摘はその通りのため、この辺の工夫をどうしていくのが課題だと思っている。ちなみに、「困ったときに、どこか相談先があるのか」というのは、自治体としてのアンケート等でも聞いているが、どうも回答者はやっぱり女性が多

いみたいなので、この辺も含めて取組の課題かなと思っているのと同時に、何とか普段の活動の中でも広がりや落とせればと思っている。

- また、先ほど非常にリアルな事例のご紹介をいただいたが、それは父親だからというよりは、養育が困難になったという形の側面で受け止めることができるかと思っている。情報が父親に届いていなかったということで、大変なご苦勞をさせてしまったが、近年、児童虐待とともに、養育困難ということでご相談をいただく方々が大変多くなっている。これは、ちょっと子どもが病気になったときに、例えばお医者さんから私どもをご紹介いただくとか、保育園とか幼稚園からご紹介いただくようなルートを通じて、子ども家庭支援課のほうで防止相談に応じているところであり、そういう中では、先ほどの働き方改革も含めた生活全般のご相談に応じている。こういった活動は、なかなか具体事例を周知しにくいですが、関係機関や園のご協力依頼等を通じて強化していきたいと思っている。
- 全体としての周知の問題、これを大きな課題として受け止めさせていただければと思う。

委員

- 今のお話の中で1点聞きたい。養育困難になった子どもが発生したときのいわゆる緊急避難的なときに、例えば一時預かりのような、そういうものが今の葛飾区内にはあるのか。これが、児相ができたときに、児相ではおそらく預かれる体制が取れると思うが、今後、そういう緊急避難的な養育困難例のときにきちんと対応できる要素というのは用意されているのか。

事務局

- 児相ができたときというお話も併せていただいているが、現時点では、先ほどの虐待等があって、一時的にお子さんの安全確保が必要だ、となった場合の困難事例の際は、児童相談所と協力して、いわゆる一時保護の実施に向けて足立児童相談所と協力している。
- 葛飾区が児童相談所を開設した場合は、そこの関係をより円滑にしていけるかと思うが、先ほどの委員のお話にあったような形での緊急避難、または、例えばシングルの方の急な病気や手術、またはどうしても外せない仕事での出張などの場合は、私どもに相談いただいた場合に、中学生までショートステイ事業というのを行っている。
- 要保護施設で一時的にお子さんをお預かりして生活の安定を図るということについて、先ほどの見直しのところにも入っていると思うので、後ほどご覧いただければと思う。年々、利用件数等が上り調子みたいなどころがあるが、現時点では、計画の見直しをするほどのところまでは至っておらず、現在のキャパシティとしては、ニーズに対応するものを提供できているのかなと思っている。

委員

- ありがとうございます。その辺のところを周知することがすごく大事なんだろうと思う。やっぱり、そういう状況に置かれるというのは特殊な環境になってしまうため、相談窓口でそういうことがご案内できるような体制を取っていただくのが一番良いのかなあとと思う。是非そういう形で進めていただければありがたい。

委員

- 私の働いている施設でショートステイを実施している。保護者が子ども家庭支援センターに相談に行った際、そちらでショートステイをご案内していただいて、スムーズに入っている。また、区によっては年間2週間しか使えないとかそういうことがあるが、葛飾区はそういう上限がないので、皆さんが使いたいだけ使える。もちろん枠はあるが、そういう意味ではすごく利用が活発にできていて、とても良いんじゃないかなと思っている。

事務局

- 大事なところなので、もう少し補足をさせていただきたい。ショートステイに関しては、今、委員からお話があったような形で、積極的に家庭の安定に資するような使い方をお勧めしている。もう1つ大事な点としては、レスパイト事業、要は、休憩でもいいですよ、というのが結構ポイントかなと思っている。これについては総体としての上限ではなく、1回あたりでの上限は決めさせていただいているが、例えばシングル家庭なんかの場合は、体調などによっては、頑張りたいたいけど頑張れないとか、生活状況によっては、どうも鬱々としてしまつてというようなときもあるかと思う。そんな時にちょっと休憩をするというのも大事かなと思っていて、この辺でも比較的裾野を広く受け止めさせていただき、ショートステイ等をご利用いただいている。

- 問題なのは、ご希望によってどんだんどうぞというふうになかなかしづらいのは、安易にやってしまうと、親子関係の破綻に繋がるような関係性の下での利用もあるということなので、これは私どものほうできちんと相談に応じつつ、お帰りになってからの家庭の状況を見据えた上でのご利用をお勧めしているようなところもある。そういった丁寧な対応が必要な事業だと思っており、施設さんの協力の下、丁寧に対処しているというのが現状である。

会長

- ほかに意見がなければ、次の議事へ進む。

(2) 令和4年度整備予定施設について

会長

- 議事(2)について、事務局より説明をお願いする。

事務局

(資料2-1「令和4年度整備予定施設一覧(案)」概要)

- No.2「(仮称)東新小岩一丁目保育園」について。既存の小規模保育事業所「新小岩さくら保育園第2」を認可保育所へ移行し、それに伴って既存の小規模保育事業所を本園とし、新たに3歳児以上を受け入れるための分園を設置するものである。こちらについては、法人から認可保育所化の移行希望があり、保護者の第2保活の負担を解消できること、また、3歳児以降も継続した保育を受けられることから、令和5年4月1日開設で認可保育所として整備を行う。
- 本園は、現園舎と同一の10階建ての建物の1階部分に位置し、軽微な内装改装を行う整備のため、仮園舎への移転等は発生しない。分園は、本園から新小岩駅を挟んで徒歩約7分の位置にあり、4階建ての建物の1階部分に整備を行う。
- 保育内容については、新たに延長保育を行う予定。定員は、本園が定員20名、分園は定員39名、計59名を定員とする。一看すると、3歳児以降の定員を、2歳児からの持ち上がり以上に設定しているように見えるが、これは、本園からの持ち上がりの人数に加えて、同一法人が別に運営する小規模保育事業所である「新小岩さくら保育園第1」の連携枠としての機能を持たせるための人数としている。以上の内容で、令和5年4月から認可保育所として運営を開始する予定。
- No.6「(仮称)青戸三丁目認定こども園」について。私立の認可保育所「青戸福祉保育園」の幼保連携型認定こども園への移行に伴い、現在の園舎を一部改築するもの。こちらは、法人から幼保連携型認定こども園の移行希望があり、その協議内容がまとまったことから、令和6年4月1日開設で、幼保連携型の認定こども園として整備を行うものになる。
- 所在地は現在の青戸福祉保育園と同じ場所で、内装の改修及び隣接する一時保育室等を建設する整備のために、仮園舎への移転や、本園舎の建て替え等は発生しない。保育内容については、現在の保育園で行っているものを全て継続して実施する。定員は、0歳児は認定こども園の施設基準に適合するように、3名減の6名とし、1歳児及び2歳児は現在の保育園の認可定員のままとする。3歳児から5歳児については、1号、いわゆる教育部分の定員を各3名設定し、在園児が保護者の都合等で1号認定、2号認定といった、保育の必要性の認定が変わったとしても、入園から就学前まで同じ園で過ごすことができるよう配慮している。
- 以上のNo.1から6の整備で、令和5年4月1日までに1号定員を含めると103名の定員確保、令和6年4月1日までに1号定員を含めると6名の定員確保を行う予定。

(資料2-2「子ども・子育て支援事業計画における保育利用に係る量の見込みと確保方策」概要)

- 資料2-2に掲載している量の見込みと確保方策は、現在、数値の見直しを行っているところであるため、現行計画における参考数値となることを予めご了承ください。参考として、前回の会議までに了承いただいている、保育利用に係る量の見込みと確保方策の数値を反映したものを各ページの最下段に掲載している。なお、第二期計画の見直しでは、令和4年度の量の見込みを推計していないため、あくまで令和5年度の量の見込みを掲載していることにご留意いただきたい。
- 保育利用に係る量の見込みと確保方策について。葛飾区全域の状況だが、現行の第二期計画における令和4年度の定員確保計画は、「計画値(令和4年度確保方策)<A>」の記載の人数で、「教育・保育施設」、「地域型保育事業」、「その他」を含めた合計として、第3号の0歳児が1,269人、

1歳・2歳が4,702人、第2号の満3歳以上が7,763人となっている。これに対して「現状（令和4年4月）＜B＞」の数値が令和4年4月時点で確保している定員であり、第3号の0歳が1,204人、1・2歳が4,373人、第2号の満3歳以上が7,407人となっている。

- 計画値のAと現状のBとの差を表す「過不足＜B－A＞」の欄では、第3号の0歳が65人、1・2歳が329人、第2号の満3歳以上が356人、合計で750人分計画値に対して不足しているというのが、令和4年4月時点での現状となる。この現状の数値に、(2)の「令和4年度整備案件」を加え、令和5年4月の見込みを表したものが、(3)の「令和5年4月見込み」の欄である。「計画値（令和4年度確保方策）＜A＞」の部分と「見込み（令和5年4月）＜B＞」との差を表す「過不足＜B－A＞」の欄を見ると、0歳児で54名、1・2歳児で309名、満3歳以上で294名、合計で657名分計画値を下回っている状況となる。
- これはあくまで現行計画との比較であり、「第二期見直し計画における量の見込み（案）との比較」をご覧いただくと、計画の見直しによって令和5年度中に必要と推計した量の見込みは、0歳児で1,078人、1・2歳児で4,016人、満3歳以上で6,002人となっている。これに対して令和5年4月時点での定員確保の見込みは、0歳児で1,215人、1・2歳児で4,393人、満3歳以上で7,469人となっており、全ての年齢区分において、令和5年度中に必要と推計した量の見込みを、令和5年4月時点で上回る定員確保の予定となっている。
- 2ページ目以降は、これを東西南北の各地域で表したものとなっている。1ページ目の区全域と同様に、現行の計画では量の見込みを下回る確保方策となっているが、見直し後の令和5年度の量の見込みと比較すると、全ての地域において、不足定員は発生しない見込みとなっている。

会長

- 事務局の説明に対してご質問、ご意見を願います。
- 質問や意見がなければ、次の議事へ進む。

(3) ① 子ども医療費助成事業の拡大について

会長

- 議事(3)①について、事務局より説明を願います。

事務局

(資料3「子ども医療費助成事業の拡大について」概要)

- 東京都62の区市町村にて実施予定であり、特別区23区においては全区で自己負担なしで実施する予定。現行の中学3年生までの助成を高校生等まで拡大するものであり、高校に行っていないとしても、記載の年齢の方を子ども医療費の対象とさせていただく。
- 対象者は、約11,200人の見込み。
- 本年12月に制度の周知を行うとともに、来年度助成対象となる現行の高校1年生・2年生に対して申請書を配付し、受付を開始する。そうした手続きを踏まえ、令和5年3月には医療証を発行・送付し、4月から事業を開始する予定。
- 高校生等については、チラシのちょうど右側の中段のところに医療証があるが、丸青ということで、青年の青というような表示で対応する。

会長

- 事務局の説明に対してご質問、ご意見を願います。

委員

- 年齢が過ぎてしまっている子どもや、もう既に高校生になっている子どもの場合は申請というふうに今言っていたと思うが、これは自動的に来るのではなくて、家族が必ず申請をしないとこの医療証は届かないという形なのか。

事務局

- 葛飾区内にお住まいの方については、住民基本台帳に基づき、区から対象になるお子さん・保護者様宛てに申請書をお送りする。そこで必要事項を記載して返送していただくと、申請をいただいたということで対象にするといった形となる。
- 細かい中身については省略しているが、場合によってはその年齢でも生活保護等を受けている方については、生活保護の医療制度が優先されるためこちらの該当にはならないとか、そういった

例外も存在する。

委員

- 年齢に達する前の人はその年になった時に自然に配られるけれども、もうなっている方は申請ということですね。

事務局

- その通りである。現行の中学3年生は、そのまま高校1年生にスライドする状況で継続できるが、今の高校3年生は助成の対象にならない。今の高校1年生・2年生は申請をいただくと、2年生・3年生から医療費が無償になる。

会長

- ほかに意見がなければ、次の議事へ進む。

(3) ② 葛飾区児童相談所・一時保護所運営計画について

会長

- 議事(3)②について、事務局より説明をお願いします。

事務局

(資料4「葛飾区児童相談所・一時保護所運営計画(ダイジェスト版)」概要)

- 「児童相談体制の強化に向けた方向性」にも記載の通り、現在は子ども総合センターが子どもと家庭に関する相談を受け、寄り添い支援を行っている。その中で、一時保護や施設入所など法的な権限が必要なものについては、葛飾区を管轄する東京都の足立児童相談所にその対応を依頼してきた。
- 本区において児童相談所を設置したあとは、区民に寄り添う支援を担う子ども総合センターと、法的介入など専門的な支援を担う児童相談所・一時保護所が両輪となって、本区の子どもの最善の利益を確保していく。既に児童相談所を開設した区の中には、この2つの組織を1つにまとめたところもあるが、本区においては、子ども総合センターは現在の場所に残し、その機能・役割についても継続させていくということが特徴になっている。
- 本区が児童相談所・一時保護所を設置する意義について。1つは、ライフステージに合わせた切れ目のない支援を提供することであり、もう1つは、住み慣れた身近な地域で相談や手続きが行えるようになることである。現在、足立児童相談所は、足立区の江北にあるが、葛飾からだ、公共交通機関を使って1時間程度はかかる。本区の児童相談所は立石の二丁目になるので、区民の皆さんにとって、物理的にも、また、心理的にも身近な施設になると考えている。
- 児童相談所の場所について。区の中心部であり、区役所にも近いこと、今後連携が必要となる警察署や、保護児童の救急対応が可能な病院も近くにあることなどが選定の理由になっている。
- 建物は、鉄骨造りの地上4階建ての建物になっており、いわゆる1階の部分が児童相談所にあたって、ここで相談を受けることになる。2階・3階が一時保護所ということになるが、2階の部分が子どもたちのリビングや居室、お風呂などがある生活の場所、3階が学習や運動を行う学校のような場所というふうになっている。新型コロナウイルスをはじめとする感染症対策の一環として、お風呂やトイレを完備した負圧室、完全個室の静養室を4部屋別に用意している。保護所の定員は、2歳から小学校就学前のお子さんが6名、小学生から18歳までのお子さんが男女それぞれ12名で、合計30名の定員となっている。令和5年の4月には1階の児童相談所部分は完成をして、6月末には全て工事が終わる予定。
- 組織体制について。名称は仮のものになるが、児童相談所長に当たる児童福祉部長の下、管理部門を担当する児童総務課長、児童相談所を担当する児童福祉担当課長、法的対応を担当する法務担当課長、一時保護所を担当する一時保護担当課長を配置する予定。7ページ以降には、係ごとの業務内容や職員数について記載している。
- 「第6章 災害時の備え」について。万一の災害発生に備えて、概ね72時間、保護児童などの生命や安全を確保するために必要な水や食料を備蓄している。また、避難生活を行うために必要な自家発電設備を備えている。
- 「休日・夜間の職員体制」について。現在、本区の子ども総合センターは、土曜日の日中は開庁して相談業務を行っている。児童相談所については、平日よりも職員体制は縮小するものの、土

曜日だけではなく、日曜日・祝祭日、いわゆる年末年始も含めて、8時半から17時15分までの時間については、1年間365日開庁し、虐待等の緊急対応を含めて対応していく。

- 来年の10月1日開設に向けて、10月18日には、児童相談所を設置するための政令指定の要請を国に行った。現在は来年の10月1日に向けて、この運営計画よりさらに細かい実際の業務を進めるための業務マニュアルも含めて、相談所の中でいろいろ検討して作っているところである。

会長

- 事務局の説明に対してご質問、ご意見を願います。

委員

- 前回会議の際、子ども自身が児相や子ども家庭支援課に繋がる手段を考えていただきたいと提言させていただいた。その後、そのことについて考えていたが、今の若い方々ってSNSでご自身を発信するとか、そういうものを閲覧する機会が、昭和生まれの人間なんかより格段に多くて、例えば公式LINEなどを作っていて、そこから相談するみたいなやり方も、いくつかある手段の中の1つではないのかなあと思った。
- ネットの情報は正しいものと正しくないものが混在しているので、それを全部確認するのはかなり大変だと思う。公式な部分で、公式の方がきちんと正しい情報を発信していけば、リアルな大人と会うのはちょっと嫌だなと考えているような若い子どもたちでも、取っ掛かりとしては敷居が低いのではないのかと思った。
- 私自身も、自分のLINEの友達リストの中に、東京都の子育て支援相談窓口みたいな公式LINEがあって、たまに季節の変わり目なんか、「相談してみませんか」みたいなLINEがポーンと飛んで来るので、こういうのがあるといいなと。区単位でやってくれるのもっといいなと思ったので、お話をさせていただいた。

事務局

- ありがとうございます。まず、児童館、子ども未来プラザでの相談LINEについて少しご説明をして、児相での対応については、また引き継ぎたいと思う。
- 私どものほうでは、ゆりかご面接などを行っているが、なかなか対面では相談が難しいという方に対して、LINEなどを使ってまずは相談のきっかけを作り、敷居を低くしていきたいと考えているところである。児童館、プラザで考えている仕組みでは、LINEで相談を受ける職員が、例えば地域のゆりかご相談員と言われるような、プラザに実際に勤めているような職員が回答にあたり、そこで相性が良ければ、実際にプラザに来てみませんかといったLINEでの繋がりができないかと考えているところである。また、現在区では公式LINEもやっているの、より敷居を低くというところでは、そういった公式LINEとの連携みたいなものも考えている。
- お子さん自身とも繋がるLINEの仕組みというようなお話もあったので、児童相談所で考えていることについても補足をしたいと思う。

事務局

- 補足になるが、現在東京都では、都全体で、「子ゴコロ・親ゴコロ相談」というLINEの相談を受けている。その中で、相談の中身が少し虐待の内容に及ぶようなものについては、それぞれの地域の児童相談所にその内容の連絡をしてきていただいて、そこで対応するというところを活用している状況である。

委員

- 児童館でのLINEの対象はどういった方なのか。児童館に来ている保護者なのか、遊びに来ている子どもたちなのか、母と子の両方なのか。

事務局

- LINEについては来年度の実施を検討しているため、仕組みについては企画をしている段階である。基本的には子育てに対しての相談、ゆりかご面接とかそういったところでの相談ということで考えていたので、どちらかと言うとお母様お父様を対象とした内容である。

委員

- ありがとうございます。葛飾全体を支えるという意味では、できれば保護者だけとか子どもだけに限定しないでもいいかなとは思った。よろしく願います。

会長

- ちなみに、LINEと違って結構難しく、保護者フィルターをかけると、LINEはOKにならない。

小学生とかがそういう SNS 等と接するかというところでは、結構 LINE は面倒くさいというか、難しいコンテンツだなあというのはいちよっと思っていて。中にはフィルターがかかっていない子どもも当然いると思うが、フィルターがかかっているとなかなか LINE は難しいのかなあというふうな気もしないでもない。そういったところも含めて、区のほうで考えていただくことも必要かなと思った。

委員

- 今の LINE の話について。中学生の娘の友達が不登校気味で、学校から配られている相談先に夜遅くに LINE で相談をしたらしい。信じられないことに「今は営業時間外です」と返ってきて、「いつなら相談できますか」って返したら、そのまま何も返ってこなかったらしい。夜に、どうしても気持ちが困ってやっと相談したのにそんなことをされてしまうと、さらに気持ちが閉じていくと思う。だから、やるなら本気でやってほしい。夜中でも何でもしっかりと返せる体制を作ってほしいと思う。

会長

- それは請負事業者の都合なのだろうか。

委員

- 業者がどこなのかはわからないが、学校から配られたもので、そこに相談したらそういう状況だったということ。

事務局

- ありがとうございます。おそらく、学校を通じて配っているものということで、教育委員会関係のほうから配っているものかと思う。状況について確認させていただくとともに、委員のご意見について、所管課へ伝えさせていただく。

会長

- 前の話になるが、第二期計画の中間見直し素案について。17 ページの「不登校対策プロジェクト」のところで、ちょっと気になる文言があったので検討いただけないかと思う。
- 校内適応教室の話で、「教室に入ることができない児童・生徒の学級復帰を支援します」の「学級復帰」という言葉が気になって。
- 文科省の「不登校児童生徒への支援の在り方について」という令和元年に出ている通知では、これまで学校復帰、学校登校っていうのを目標にしていたが、必ずしもそこを目標にせず、一人一人の状況に応じて、例えば学業の遅れとか進路選択上の不利益とか、自立へのリスクみたいなところに留意するというように文言が変わっている。
- そんな中で、教室に入ることができないのだから、教室に入ることを支援してもしょうがないかなと思っていて、それぞれの置かれている状況で、学業の取り戻しとか、自立に向けての何かそれぞれの状況に対応した支援をしますだったらわかるが、学級復帰というこの4文字が気になったので、是非、担当の部署で検討をお願いしたい。

事務局

- それぞれの状況に応じた支援のほうがかぶさわしいのではないかというご意見について、しっかりと所管のほうに伝えさせていただく。ありがとうございます。

委員

- 先ほどの、子ども総合センターと児相との関係というところで、今回、児相を作っていく中で、受け入れの窓口がどこにあるかというところがすごく問題になると思う。広く一般から相談しやすい体制を整えているのが子ども総合センターだというのが区の考えるコンセプトだと思うが、形はそうであっても、なかなか当事者がそれを受け入れるだけのシステムがまだ区の中にはないというのが現状なのではないかと思っている。
- 例えば、全体的なことと言えば若い人の自殺もあるのだから、自殺対策とかも含めて、やはりその年齢層に合った LINE などの活用は、重視していかなければいけないと思う。そういうのがないと、LINE などで変なサイトに行ってしまうって、結局、幫助されて札幌の囑託殺人みたいな話になってしまうという形が多いわけですね。
- そういう形で、相談の窓口を開いていく。そうすると、児相という言葉が前に出てくると、みんな非常に構えてしまう。一般の人でも児相に相談するとなるとちょっと考えるってことはある程度みんなわかっていることなので、その辺のところ、そういう人たちを取り込めるような環境

整備が必要だろうと思う。そこのところで、今までのように普通の相談窓口を用意していますというだけではもはやだめで、これからの若い世代っていうのは、みんな使っているわけだから、こういう形のネットの在り様とかそういうものを入れていかないといけない。中学生以上だと、自分でそれを見て来るっていうのがたぶん出てくる。小学生はたぶん親のフィルターがかかると思うので、その辺は親に対する対応という形で、それぞれの年齢層に応じてきちんと窓口としての対応を考えて、その中で、どういう形の青少年育成をやるかということを考えるべきだと思う。

- ツールに関しては、やっぱり柔軟な対応っていうのはあってもよいのではないかなと思うので、それは検討していかなくちゃいけないのかなと思っている。いろんな形でデジタル化が進み、我々の世界もみんなデジタル化の波に押されて、いろんなところが管理される社会になりつつあるが、そういうところで吸い上げる1つのツールとして使うことには有効性があると思うので、その辺をご検討いただけるとありがたい。

事務局

- 児相とか子ども総合センターだけの問題ではなく、若者の皆さんへの働き掛けとか、そういったツールの問題ということで受け止めさせていただいた。
- 児相の関係だけでなく、自殺対策の問題とか保健予防の部分との連携とか、私どもの中でも子ども・若者をやっている部署、子どもの権利の部署などの連携、様々必要だと思う。
- 委員からもお話があったようなツールの活用については念頭に置いて、どんなことができるか検討していきたい。ありがとうございます。

副会長

- 資料4の児童相談所と一時保護所のソフト面、人的なほうの配置について。13 ページの中段に、葛飾区独自の職ということで「(仮称) 支援者支援コーディネーター」というのがあるが、この位置付けが文章を素直に読んでみるとわかりかねる。いわゆるスーパーバイザーの方と何が違うのか。そして、この支援者支援コーディネーターの方に対して心理職などのアドバイザーを導入するというふうに書いてあるが、その辺りの位置付けがちょっとなかなか伝わりにくいので、教えていただきたい。
- また、支援者支援コーディネーターという方は、いわゆるソーシャルワークを基盤とするのか、あるいは心理的な心理職の方が相当するのか、その辺りの根拠となるものについても少し教えていただけるとありがたい。

事務局

- 支援者支援コーディネーターについてのご質問ということでお答えさせていただく。
- 基本的な考え方は、ご指摘の通り本来であればスーパーバイザーがしっかりと対応ができれば、満たせるものではある。しかしながら、ご承知の通りスーパーバイザーの業務が非常に多忙を極めていて、それぞれの例えば指示的機能だとか、そういった各機能をなかなか果たすことができないというような現状が見受けられているというバックボーンがある。
- スーパーバイザーを増やせばいいのかということになるが、なかなか人材不足の中で、スーパーバイザーを集めることが非常に難しい。そこで、その機能の一部、スーパーバイザーを補佐するための職員として、この支援者支援コーディネーターを配置するという形で考えている。
- 役割としては、スーパーバイザーと同じことをするのであれば、またこれは違うことになるので、例えばストレス耐性、メンタル的な支援などを基本的に行っていく。そうすると今度は、産業医とかカウンセラーとどう違うのかといった話がまた出てくるが、一般的に産業医・カウンセラーで対応しようとする、そのケースの詳細まで話して相談をするというのは非常に難しい部分があるというふうに考えている。また、その業務内容もある程度把握をしていないと、助言というのも通り一遍の話になりかねないということがあり得る。
- その辺りも踏まえて、心理的なアプローチ、ソーシャルワーク的なアプローチももちろんしつつ、業務がわかった職員を配置して、職員に対する支援、寄り添い支援とかストレス耐性を育成する、そういうふうな業務を担わせたいというふうに考えているところである。

副会長

- 外部の方ではなく内部の方で、スーパーバイザーの指示の下で動くという、そういったものという理解でよろしいか。

事務局

- おっしゃる通りで、当然、措置・指導等について、ケースワークに対しての話というのは、スーパーバイザーとか上級の職がいるので、その指示に従っていくという部分はもちろんある。基本的には、メンタル不調の発生率も非常に高い職種であるので、その部分のケアをまず主に据えていて、定着率や、メンタル不調等での休職等を防ぎたいというところもありつつ考えている。
- 職員については、会計年度任用職員を雇用する予定。

副会長

- ありがとうございました。

委員

- いろいろお話を伺って、先ほどのシングルのお父様のお話や虐待のお話、また、支援が必要なお子さんのお話とか、いろいろ出てきたと思う。
- ちょっと子どもの園の現状を伝えさせていただくと、子育てひろばについては何度かこの場でお話をさせていただいたが、今、どんな方たちが利用しているかというところ、まさに子育て中のお母様、また、マタニティの方とか、ご夫婦など。
- そこで最近増えてきたのが、まだレアケースになるけれども、例えばお父様から、妻がちょっと子どもに対して強く当たっているような気がするとか、あるいは逆に、お父様がお酒を飲まれているときに、子どもに対してちょっと強いことをしているとか、そういうお話も少しずつ増えてきているように感じている。
- 幼稚園、あるいはこども園、保育園もそうだと思うが、担任の先生とはなかなかそういうお話がしにくいけれども、その園にひろば事業があって、そのひろばの専任の職員がいると、そういうお話も少しずつ出てきたりする。
- いろいろな相談窓口が行政にもあるし、団体などでもあるとは思いますが、その相談窓口の相談ということが非常に増えてきていて。こういう話だったら、こういうところにお話に行かれるといいですよとか、過去にもこういうことで相談に行った方がいらっしゃいますよということで、後押しをしてあげて、結果、相談に繋がっていくという例も増えているようである。
- 特に、支援をしていたお子さんなんかの相談は、現状だと子ども総合センターの相談に繋がっていくケースもすごく増えてきているので、そういう意味で、ひろば事業というものが、本当に最初の窓口というのか。相談に来るわけではなく、あくまでひろばに遊びに来て、そのついでにいろいろなことを相談していくというケースが非常に増えているので、そういったことに対応できるよう努力していかなければいけないのかなあと考えている。なので、場所的なものだけではなく、そこに携わる人材が、例えば、今、お話に上がったような近くのサービスをなるべく熟知して、情報を提供してあげられるような場所でなければいけないのかなというふうに思っている。

会長

- そういうふうな情報を、ひろばと拠点等に情報提供したりとか、まとめてコーディネートしていったりするようなことも今後必要になるよねというお話でよいか。

委員

- はい。

事務局

- 子育てひろばについてはいろんな課題もある中で、実際に各ひろば同士の連携、情報交換含め、現時点では広く活用していただくようなPRや、事業内容の充実などを手掛けているところであるが、今、お話があったように、どこに相談したらいいかわからないということも当然相談になるので、そういった方に対する対応を、今後区としてもどのように支援できるか。
- 実際にはいろんな相談があるので、こういう相談、こういう相談っていくつか分かれれば、その対応についてマニュアル的なものも配布することは可能だが、実際に困ったときには、例えば区のどこに連絡すればそういった対応ができるかといったところも含めて、今後積極的にできるような対応を検討していきたいと思っている。

委員

- ひとり親家庭と虐待の防止のところちょっと意見させていただきたいと思う。
- 私はひとり親の経験があるが、今回、中間見直し素案の20ページのところで「養育費の受け取り支援事業」があり、こういったものはすごく助かるなと思うものの、そこでちょっと気になったことがあった。私は、離婚時に弁護士に相談をしたが、弁護士さんに頼んだというよりも1回あ

たり、何か1時間あたり 5,000 円とか、そういった形で相談をしたので、弁護士費用のほうも、対象になるととても助かるなど感じた。

- 無料の弁護士相談もあるが、あれって30分とか1時間でもうそれっきりでošimai。そのあとは有料だと思う。公正証書の協議をする上でも、協議をするポイントがあると思うが、養育費の受け取りも面会も、そういったポイントとかも全部自分で調べなければいけなかった。ちょっと負担だったので弁護士さんに相談できて安心したが、自費で相談したので、その弁護士さんの費用も負担していただければ助かるなど感じた。養育費立替保証に係る契約に必要な初回の保証料の一部助成というのもありがたいと思うが、これって2年目以降もやっぱり必要みたいで、入る人は入るかもしれない。ただ、全員が全員入るわけではないと思う。なので、だったらこちらの限度5万円の保証を弁護士費用とどちらかとか、そういったことでもいいので、弁護士費用をサポートしていただけると助かるなど思った。
- 虐待のところで、葛飾区で起こった虐待も、ひとり親だからとかそういった話をしたいわけではなく、未婚なのか既婚なのかとか、状況はわかりかねるけれども、私が実際ひとり親だったときは、精神的な不安、経済的、時間的にもそうだが、何か漠然とした不安というのをすごく感じた時期がある。そのときは、自分でいろいろ調べたり、自分で本を買って読んだりとか、勉強したりとか、あとはシングルマザー同士で繋がってみたりとか、働く母親のシングルマザーの会みたいなのを自分でつくって、Facebook でママが SNS で繋がってみたいなのをいろいろして乗り越えた経験がある。
- 虐待が始まる前に予防したいというか、ひとり親の負担を軽減できれば、子どもへの八つ当たりじゃないけど、そういったことなんかも減るのかなと私自身は思っている。葛飾区では、ゆりかご面接とかいろいろサポートしていただいているが、ひとり親家庭に対してももう少し何かサポートがあれば。例えば、ゆりかご面接に行ってギフト券をいただいたとき、すごくありがたかった。ひとり親に対しての給付金を口座とかに振り込むのではなくて、その前に必須で子どもと親の面接をして、そのときに、「大変でしょ。1万円差し上げますよ」とか、そういったことがあれば、そこでもしかしたら、心のケアとかを、ちょっと吐き出せたのかもしれないと思う。
- 先ほど対面で話しづらいついていう話があって、それもすごくよくわかるけれども、対面でも LINE でも何でも、やっぱりひとり親家庭へのサポートがあると助かる。いろんな窓口で自分で直接手続きに行く、はい終わり、はいこれ、全部調べて行かないといけないとかじゃなくて、離婚前後からだとももちろん助かるが、そこからずっと子どもが育つまでのケアを、本格的にひとり親の家庭を守っていただけるような部門が、あるのかもしれないけれども、あると助かるなど思った。
- あとは、例えば恋愛は、ひとり親の恋愛、バツですよっていう風潮が日本ってなんかある気がして。虐待もそうだけれども。そうじゃなくて、子どもを守る恋愛はこうですよとか、専門家の講義とか、あとはその場になくても、ひとり親同士の交流会とか、そういうところで話せる機会とかがあってもいいのかなと思った。

会長

- 体験を交えてわかりやすく意見表明していただけたかなあとと思う。今、いろんな要素が入っていたと思うが、何か事務局のほうから願います。

事務局

- まず、養育費の受け取り助成の絡みのお話をさせていただければと思う。
- この養育費の受け取りだが、子どもが家庭の事情に左右されず安定した生活を送れるよう、ひとり親世帯等の経済的な負担軽減、健やかに子どもに成長していただき、ひいては子どもの最善の利益を守る。そういう部分で大切な養育費の確保をするための制度である。そういう中で、公正証書を作る際の弁護士費用についての相談が1点あったと思う。
- その部分について、公正証書を作る以外にも、例えば裁判とか調停とかにかかる費用も一部対象になるが、弁護士の費用はこの中には対象として含まれていない。ただ、東京都の委託先などで、公正証書等の、離婚する際の相談窓口等があり、そちらにご案内しているケースもある。
- 2点目として、立替保証の問題で、立替保証が2年目以降どうなのかのお話だが、2年目更新のときにも手数料等でその部分の保証は継続できるものもある。これは保証会社によって違うが、その辺は十分ご検討をということだと思う。
- いずれにしても、いろいろわからないことというか、なかなか不安な部分があると思う。公正証

書なり養育費受け取りなり、そういう部分については、法務省などが示しているパンフレットなどで公正証書の作成のポイントなど示している。また、離婚に関する弁護士、相談窓口は区民相談などもあるので、それらを活用していただければと思う。

事務局

- 続いて、子育て支援課についてご報告させていただく。
- ご存じの方もいるかもわからないが、子育て支援課の中には「ひとり親家庭相談係」という名称の係があり、ひとり親家庭、当然、母子家庭でも父子家庭でも構わないが、そういった方からの経済的問題、また、就労、お子さんの養育、様々な悩みの相談に応じている。アドバイスや情報提供を行うほか、場合によっては就職に役立つ資格取得の支援、また、就労に関する専門相談員、就学、転宅、貸付など、必要な場合の貸付、そういったものを支援している係がある。
- 何かお問い合わせいただきたいことがあれば、こういったところも活用していただきながら、また、区として、どこに行けばいいかわからないということも、確かに、わかりにくいということでは思っているので、こういったところもわかりやすいようにできるような工夫も考えていかなければいけないと思っている。

事務局

- 先ほどの話で、これがそもそも皆さんにわかりにくい元凶だと思っている。どこに行けばいいかわからないというが、今、事務局からわかりやすくという話があった。これをどうするかというのは非常に大きな課題だが、当面やっているのは、できるだけ回り回しにしないように、窓口同士の職員で話をして、関連するところをご紹介するなり、場合によっては一言「こういう人がいるから」って電話をするなりというのはしているが、それ以外にもたくさん課題があると思う。
- サービスアクセスするような問題で、今のように窓口がいっぱいある、それから行きにくいとか、窓口に行かなければいけないというような話もあった。アウトリーチを主体とすべきじゃないかというご指摘かと思う。そのほか、ピアサポート体制をどうするか、また、面接を必須にすることで、必要な家庭の方をピックアップできるような体制にすべきではないか。要は、対象となる方を、こちらから極力アプローチしやすいような形ではなく、体制を組んだらどうかとか、あとは恋愛そもそもの価値観の変革みたいなこともご指摘があった。こういうことは、確かに突き詰めて見ると、子どもの虐待を防止するための入り口として非常に重要なご指摘だと思う。
- 先ほどお話があったように、まず、当事者の方々が、私どものほうにアクセスしやすいようにしていくことは、先ほどご説明した通り努力していくほか、区がピアサポートだとか、行政だけではない、地域の方々と繋がりながら、当事者の方々のいろいろな側面から支えていく体制づくりというのが必要だと思っている。これは、育成課のほうで、子ども未来プラザの中でやっているネットワークづくりの一側面にもなってくるので、今のような、例えばひとり親という方々にも多様な側面からのアプローチが必要だという受け止め方をさせていただく。私どもの基本スタンスとして、ポピュレーションアプローチ、一人も逃さない、全員を対象にして、困りごとにアプローチしていくという体制づくりを基盤に進めているので、今のようなご意見をたくさんいただきながら、一つ一つ丁寧に対処させていただければと思っている。
- 最後に、今のような何か困ったということがあれば、子ども家庭支援課、子ども総合センターに、匿名でも電話を1本いただければ、可能な限りのご支援をさせていただくので、ご承知おきいただければと思う。

委員

- ありがとうございます。よくわかりました。
- 1つだけ確認し忘れたことがあって、「養育費の受け取り支援事業」のところだが、こちらは離婚時だけでなく、例えば離婚後、養育費、そのあと、増額・減額とか、そういったときに費用が発生したとして、その費用は対象になるのか。

事務局

- 公正証書を離婚時に作成した後、何らかの事情で公正証書の変更等がある可能性はあるかと思う。ただ、現時点では、離婚時のということで想定をしている。

委員

- 私も実際、養育費の減額の調停があった。養育費って離婚時だけじゃなく、それ以降も子どもが

成長するまでの間発生することなので、継続して続けていただけると助かるなあと、一区民として思った。ありがとうございました。

会長

- そういうところも含めて、今後、計画の修正立案みたいところに反映させていければというふうに思う。
- ほかに質問や意見はあるか。

委員

- 全体を通して、この量の見込みと確保方策については、もう確保方策のところは数字が決まっているけれども、量の見込みのところは、我々一番心配しているところでもある。例えばこの4月時点と現在でも違うと思うし、令和5年度の状況がちょっと読めないところも我々もあるので、その都度、区とお話させていただきながら、子どもたちにとってというところに繋がる部分なので、保育園、幼稚園、認定こども園、何がいいかっていうのをお話しいただければなあと思う。
- 児相のこともそうだが、保育園での私の実体験から最近すごく思うことは、今現在、保護の対象になっている子がいる。そのご家庭のことで、子ども総合センターのほうに、私も何回か足を運んで状況を話して、あと、産まれたときから保健師さんとお話を伺っていてという家庭もある。保育園、幼稚園、認定こども園等の施設に入っている子に対しては、我々は一生懸命、一人一人に対して動くし、その家庭に対して、子ども総合センターにも相談に行くし、その家庭が良くなるようにしてあげられる。けれども、保育園や幼稚園のどこにも所属していない子がうちの近所にもいて、日中よく道路で会うが、お母さんがいない等でおうちにいて、おばあちゃんがたまに来るみたいな子がいて。そういうどこにも所属していない子の把握とかケアとかかっていうのを、どのように区としてやったり、取り組んだりしているかっていうのを、前にも聞いたかもしれないが、今一度お聞かせいただければと思う。

会長

- 健診未受診と、ゆりかごなど、あと、こんにちは赤ちゃん未実施の方等含めてお願いします。

事務局

- 前段の量の見込みの話の部分については、委員がおっしゃるように令和5年度の状況だとか、そういういったところも確認しながら、これからもご相談しながら進めさせていただきたいと思う。

事務局

- 今の委員のご指摘は、ポピュレーションアプローチにどう取り組んでいくのかみたいなことに繋がっていくのかなと思っている。ただ、もう1つの課題として、その結果見つかった方々、もしくは把握している方々が、いわゆる接近困難者と言うけれども、アプローチを拒否する方々をどうするか、この二面性があるのだと思っている。
- まず、全数の方々と私どものコンタクトをどうしているのかというお話からさせていただくと、お子さん方がどこにいるのか、またはどうしているのかについては、今のところ100%つかんでいる。具体的な方法としては、まず母子健康手帳の交付辺りから始まるが、それから出生時のこんにちは赤ちゃん訪問、1歳半健診とか3歳児健診のような健診関係を通じて、ほぼほぼ直接面接をしている方々が、最終的に98%まで行っている。残りの方々は、長期の入院、重病であるとか、それから施設さんであるとか、親戚辺りを含めケアされているとか、そういったお子さん方もいるので、残りの方々もどこにいるのかというところまではチェックさせていただいている。なかなか難しいのは外国籍のお子さんで、私どもに何の連絡もなく外国に帰っちゃったなんていう方の場合は、パスポートの動向までチェックして、不明にならないような形での、言葉としてはきついが、網掛けみたいなことはさせていただいている。
- 一方で、先ほどの1歳半健診とか3歳児健診またはゆりかご面接などで、いわゆるハイリスクの方々、もしくは生活に非常にお困りであるという申し出のある方々、あるいは私どものほうでアプローチをした結果、相談を受けていただいた方々は、若年、もしくは周産期を通じては、地区担当保健師などが、家庭訪問も含めてケアをしていくが、段々成長して、いわゆる健康面の課題があれば、継続して相談できる。
- 一方で、社会面、明らかに経済的に苦しくなってしまったという方はそうでもないのかもしれないが、ちょっと微妙な方々が、どちらかという干渉を嫌って離れていくことが多い。この方々をどうするかかっていうのが、おそらく委員のご指摘であると思うが、非常にある意味で苦慮し

ている。わかっていて訪問しても拒否されたり、場合によっては、転居までされる方も中にはいたりするので、この辺、丁寧なアプローチが必要だというのが現状である。これは大きな課題だと思うが、地域の方々の協力も得ながら、是非、子育てで苦しむことがないような体制やサービス提供していきたいと思うので、ご協力をお願いしたい。

委員

- 我々は保育園で、子ども総合センターのスタッフとも関わりが深いので、子ども総合センターは子どもの発達のことだけでなく、子どものいる家庭のことでしたら何でも相談してくださいと言っているのを知っていて、そこからいろんなところに繋がっていているんだらうというのはわかっているが、なかなかそういうのをわかっていない、知らない方もいる。
- 我々保育所、幼稚園、認定こども園も含めて、地域と一体となって、保育園にいる子どもたちだけでなく、地域の子どもたちも含めて見ているところだが、今後、児相ができてそのところの連携は崩さないようにして、より強化しながらやっていきたいと思う。

事務局

- 児相開設後も、地域の方々のサービスアクセスのレベルが高くなるように、私たち子ども総合センターがフロントラインに立つ予定なので、よろしくをお願いしたい。
- そういう意味で、補足として私どもの取組の一例を少しご紹介したいと思う。つい先日、区内の郵便局と私どものほうで、子どもの見守りに携わる協定というのを結ばせていただいた。具体的にどうということかという、郵便局では、集配業務を行ってかなりいろんな家庭を回られている。また、特定郵便局というのは地域にたくさんあり、日常的な金銭の出し入れなどで、子連れなどいろいろな区民の方々が利用されていると思うが、そういうところで直接、例えばお子さんが家の外に出されちゃっているとか、中で大喧嘩しているとか、何かそういうようなことがあった場合は、ご連絡をいただくことで、私たちの支援が開始できるようにというような目途になるが、必ずしも虐待だけでなく、お困りであればご紹介ください、または私どもに連絡くださいということも含めての見守り協定になっている。
- いろんな形で協定を、まあ協定を結ばなくても是非というところもあるが、こういうふう地域の中で、見えるような形でやっていくことがすごく大事なかなというふうに思っている。また、委員がおっしゃったように、幼稚園・保育園さんには、本当にフロントのセンサーというか、最初に敏感に気づいていく役割を担っていただいている。その機能を地域の方々にもわかっていたきながら、どこまで広げていけるのか、不断に歩みを続けていきたいと思っているので、よろしく申し上げます。

(3) その他

会長

- 以上をもって本日の議題は終了となるが、そのほか事務局から報告はあるか。

事務局

- 前回の第38回子ども・子育て会義にて、委員より幼児教育スタートプランについてご質問があった。このことについて、所管課となる教育委員会事務局指導室及び子育て支援課に確認したため、この場で回答させていただく。
- 幼児教育スタートプランの一環として、葛飾区では、「幼保小の架け橋プログラム」という形で、保育所と小学校が連携した取組を進めている。具体的には、教育委員会が作成した「かつしかっ子就学前教育カリキュラム」と「かつしかっ子スタートカリキュラム」を使用し、幼稚園を含めた保育所と小学校が互いに役割を確認しながら連携を図っている。
- 「かつしかっ子就学前教育カリキュラム」は、幼児教育と小学校教育との円滑な接続を踏まえ、幼児期の子どもが生きる力の基礎を培うために、発達や学びの連続性を考慮しながら、0歳児から5歳児の発達に応じて確実に経験させたい内容を明らかにするとともに、具体的な指導例を示したカリキュラムとなっている。また、「かつしかっ子スタートカリキュラム」は、幼稚園、保育所、認定こども園などでの遊びや生活を通じた学びや育ちを基礎として、主体的に自己を発揮できる場を意図的につくり、幼児期の教育と小学校教育を円滑に接続していくためのカリキュラムとなっている。以上の2つの資料を基に、幼保小連携を近隣の学校で行っている。

- 加えて、私立幼稚園と小学校における連携に当たっては、連絡協議会を開催している。ただし、この協議会については、エリアや開催回数について課題があり、今後も検討が必要である。これらの取組によって、今後も幼児教育と小学校教育との円滑な接続を図っていく。
- 以上、所管から確認した内容のご報告とさせていただきます。

会長

- ただいまの事務局の説明について、ご質問等はあるか。
意見がなければ、ほかに事務局からご報告などはあるか。

事務局

- 本年6月29日開催の第37回子ども・子育て会義において、ご報告をさせていただいた、私立認可保育所の運営費助成額算定相違について、今後の対応方針をご報告させていただきます。改めて、本件については、区民の皆様をはじめ、関係する保育所の皆様に、多大なる心配とご迷惑をお掛けしていることをお詫び申し上げます。
- 今回算定相違のあった運営費については、令和4年、本年8月31日の区議会保健福祉委員会において、対象の保育所に返還を求めていく方針を報告し、翌9月1日には、臨時の園長会を開催し、保育所の皆様に返還にご協力いただくよう説明をさせていただきました。
- 返還の方針に至った理由だが、今回の算定相違があった支給額は、葛飾区私立保育所等扶助要綱の基準に基づかない支出であることから、法的な解釈としては、保育所に対する返還請求権が区にあることは否定しがたく、返還請求権がある限り、区はこれを行行使せざるを得ないと判断したものである。
- 返還にあたっては、お子さんに提供する充実した保育を継続していただくため、保育所の運営に支障が生じないよう配慮し、保育所と協議の上、対応させていただく予定である。よろしくお願い申し上げます。

3 閉会

会長

- 最後に、事務局より連絡事項がある。

事務局

- 本日ご議論いただいた第二期計画見直し素案についての内容は、いただいたご意見を各所管で十分検討させていただいた上で、庁内の会義、議会への報告を経て、見直しの最終案という形で、次回子ども・子育て会議にてお示しをさせていただきます。本日ご発言いただいた内容以外にも、ご質問やお気づきの点等があれば、育成課育成担当係までご連絡いただきたい。その際には、本日のご出席者様にも情報提供をさせていただきます。
- 次回子ども・子育て会議は、時間・場所の都合上から、1月18日水曜日の夜間、目安としては18時から20時を予定している。詳細については開催通知の発送をもって、追ってご連絡をさせていただきます。

会長

- 本日の会議はこれで閉会とさせていただきます。長時間のご協力に感謝する。